

川越中学校建設工事設計業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、川越中学校の建設工事に係る基本・実施設計業務について、プロポーザルにより技術提案等を求め、その内容、能力等を総合的に比較検討して最も適格と判断される設計者を選定するための手続きについて定めるものである。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

川越中学校建設工事設計業務委託に係るプロポーザル

(2) 方式

公募型プロポーザル方式とし、川越中学校整備基本構想検討等委員会設置要綱（令和3年要綱第3号）に基づく川越中学校整備基本構想検討等委員会（以下「委員会」という。）による一次選定及び二次選定での2段階方式で行う。

一次選定では、参加表明書等の提出者からの提出書類により審議を行い、技術提案書等を提出できる者を選定する。この場合において、当該提出者が5者を超えた場合は、上位5者を上限として選定する。

二次選定では、一次選定で選定された者を対象として技術提案書等を提出していただき、当該技術提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で審議を行い、最も適格と判断される者を選定する。

(3) 参加資格要件

参加資格要件は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす単体企業とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 過去1年間の法人税等並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ウ 川越町会計規則（昭和51年規則第2号）第72条の規定に基づく競争入札資格者名簿に登録されていること。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

オ 建築士法第26条第2項の規定に基づく一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始若しくは更生手続き

開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

キ 川越町建設工事等指名競争入札参加者資格（指名）停止基準要綱（平成18年要綱第21号）に基づく資格（指名）停止の措置が行われていないこと。

ク 学校教育法（昭和22年法律第26号）の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。）で校舎の延べ床面積3,000㎡以上の新增改築に係る設計業務（平成23年以降に完了した基本設計又は実施設計業務）の実績があること。

ケ 参加表明者は、他の参加表明者の協力事務所等となっていないこと。

コ 配置予定技術者の条件は、次のとおりとする。

① 管理技術者（管理技術者とは、業務の管理、統括等を行う者を言う。以下同じ。）及び建築（意匠）担当主任技術者（主任技術者とは、管理技術者のもとで各担当業務における技術者を総括する役割を担う者を言う。以下同じ。）は、建築士法に規定する1級建築士の資格を有していること。

② 管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者は参加表明者の組織に所属しており、当該組織と3月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

③ 管理技術者と各主任技術者は兼任しないこと。

④ 建築（意匠）担当主任技術者と他の各主任技術者は兼任しないこと。

⑤ 主任技術者の担当は、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の各担当とする。

3 業務概要

(1) 川越中学校建設工事設計業務委託

(2) 主な業務内容

ア 川越中学校建設工事に係る基本設計・実施設計業務（基本設計時において基本計画及び完成イメージ図集の作成要）

イ 同建設工事に伴う既存施設の解体工事に係る基本設計・実施設計業務

ウ 同建設工事に伴う仮設校舎建設工事に係る基本設計・実施設計業務

エ 同建設工事に伴う地質調査業務

オ 同建設工事に伴う測量調査業務（確定測量含む。）

カ 耐力度調査業務（管理教室棟及び特別教室棟）

- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務委託料 276,170千円（見積限度額（税込））
- (5) その他

既存施設のうち屋内運動場については、継続して使用するものとし川越中学校建設工事設計業務の対象外施設とする。

4 担当部局

川越町教育委員会学校教育課

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

TEL 059(366)7121

FAX 059(364)2568

5 関係資料の交付

上記3の担当部局の窓口又は川越町ホームページにて関係資料の交付を行う。

川越町ホームページ <https://www.town.kawagoe.mie.jp/>

- (1) 交付期間 令和4年1月6日（木）から同3月9日（水）まで
- (2) 関係資料
 - ア 川越中学校建設工事設計業務委託に係るプロポーザル実施要領
 - イ 参加表明書等（様式1～様式5）
 - ウ 技術提案書等（様式6～様式7）
 - エ 質問書（様式8）
 - オ 川越中学校整備基本構想
 - カ 都市計画図（1万分の1）
 - キ 川越中学校施設台帳(平面図)
 - ク 川越中学校体育館のボーリングデータ

6 一次選定に係る提出書類等

- (1) 参加表明書等
 - ア 様式1～様式5いずれもA4サイズ
 - イ 添付書類
 - ① 一級建築士事務所登録の写し
 - ② 参加表明者と管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者との雇用関係が確認できる

健康保険被保険者証等の写し

- ③ 様式3-1中「主要業務」及び様式3-2中「同種業務」の実績が確認できるテクリス完了登録業務カルテ受領書、パブディス業務カルテ情報、契約書等の書類の写し

なお、契約書等の書類の写しにあつては、自社証明ではなく発注者により証明されているものとする。

- ④ 様式4-1及び様式4-2中「管理技術者」及び「主任技術者」それぞれの資格証の写し

- ⑤ 様式4-1及び様式4-2中「主要業務又は同種業務」の実績が確認できるテクリス完了登録業務カルテ受領書、パブディス業務カルテ情報、契約書等の書類の写し。ただし、様式3-1中「主要業務」及び様式3-2中「同種業務」と同じ実績については、当該書類の写しは省略できるものとする。

なお、契約書等の書類の写しにあつては、自社証明ではなく発注者により証明されているものとする。

- ⑥ 国税の滞納がないことを証する、次の証明書

納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

- (2) 提出期限 令和4年1月28日（金） 午後5時まで

- (3) 提出場所 上記4の担当部局に同じ。

- (4) 提出部数

ア 様式1 1部

イ 様式2～様式5（様式1以外） 各10部

ウ 添付書類 各1部

- (5) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）とする。ただし、郵送の場合は配達証明付き書留郵便とし、提出期限必着とする。

7 二次選定に係る提出書類等

- (1) 技術提案書等

ア 様式6（A4サイズ）、様式7（A3サイズ）並びに業務委託費見積書（様式任意A4サイズ）

イ 様式7のテーマ

川越中学校整備基本構想を踏まえ、次の4つのテーマに関する提案を4枚以内に文章で記載すること。ただし、提案者が特定される語句、記号、過去の実績名称等は記載しないこと。

なお、文章を補完するための必要最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用しても構わないこととする。

① 設計業務実施方針

業務の理解度、取組体制、工程計画、実施上の配慮事項等の実施方針について

② 配置計画

限られた敷地の中で、整備対象外の屋内運動場以外の校舎をはじめとした各施設の効果的な配置について

③ 仮設校舎・工事計画

特に仮設校舎を利用しながらの解体工事、建築工事等の状況下、屋内・屋外運動場の利用も含めた生徒・教職員・近隣住民（墓地への配慮含む。）への安全面等を踏まえた工事計画について

④ コスト縮減計画

全体の整備費及び整備後の維持管理費の縮減等について

ウ 業務委託費見積書

書式は自由とするが、件名は「川越中学校建設工事設計業務委託」とし、内訳はできる限り詳細に記載すること。

なお、封筒に入れ封印すること。

(2) 提出期限 令和4年3月9日（水） 午後5時まで

(3) 提出場所 上記4の担当部局に同じ。

(4) 提出部数

ア 様式6 1部

イ 様式7 10部

ウ 業務委託費見積書 1部

(5) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）とする。ただし、郵送の場合は配達証明付き書留郵便とし、提出期限必着とする。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問については、様式8（A4サイズ）にて作成し、持参、郵送、FAX又は電子メールによるものとする。

ア 参加表明書等に関する質問の受付期間

令和4年1月11日（火）～同1月14日（金）の午後5時まで（必着）

イ 技術提案書等に関する質問の受付期間

令和4年2月21日（月）～同2月24日（木）の午後5時まで（必着）

(2) 受付先 上記4の担当部局に同じ（メールアドレス k-kyoui@town.kawagoe.mie.jp）。

(3) 質問に対する回答は、(1)アにあつては令和4年1月25日（火）までに、(1)イにあつては令和4年3月3日（木）までに川越町公式ホームページに掲載する。

9 選定方法

(1) 一次選定

委員会において、参加表明書等の提出者からの提出書類により審議を行い、技術提案書等を提出できる者を選定する。この場合において、当該提出者が5者を超えた場合は、上位5者を上限として選定する。

(2) 二次選定

委員会において、一次選定で選定された者を対象として技術提案書等を提出していただき、当該技術提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で審議を行い、最も適格と判断される者（以下「最適格者」という。）及び最適格者の次に適格と判断される者（以下「次点者」という。）を選定する。

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおり実施する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等に伴い、モニターにて実施する場合にはその方法について改めて連絡するものとする。

ア 期日 令和4年3月23日（水）

イ 時間 技術提案書等の提出者に通知する。

ウ 川越町役場 2階大会議室

エ 出席者

3人以内とし、プレゼンテーション及びヒアリングは参加表明書等に記載された配置予定の管理技術者及び主任技術者が原則行うこととする。

オ 時間配分 プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは20分程度とする。

カ プレゼンテーションの方法

技術提案書等の提出者の名称や名称が類推される表現での説明はしないこと。

また、プロジェクター及びスクリーンを用いた説明を行うことができるが、技術提案書等と異なる内容の説明、追加資料の配布、模型等の使用は認めないものとする。

なお、プロジェクター及びスクリーンは町で用意するが、それ以外の必要な機器等は技術提案書等の提出者が用意するものとする。

(3) 失格基準

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 本プロポーザルに関し、委員会の委員又は事務局等の関係者に不正な接触又は要求をした者

イ 参加表明書等又は技術提案書等に虚偽の内容を記載した者

ウ 提出方法、提出内容、提出期限等に関して本要領に適合しない参加表明書等又は技術提案書等を提出した者

エ その他委員会が不適格と認めた者

10 評価項目等

(1) 一次選定における評価項目、着目点及び配点は次とおりとする。

評価項目	着目点		配点	
事務所の体制等	有資格者	有資格者数の評価	10点	
	業務実績	主要・同種業務実績の評価	18点	
配置予定技術者	保有資格	保有資格の評価	30点	
	業務実績	主要・同種業務実績の評価	42点	
合 計			100点	

(2) 二次選定における評価項目、着目点及び配点は次とおりとする。

評価項目	着目点		配点	
技術提案書	①～④共通 川越中学校整備基本構想との整合性及び的確性、実現性、独	① 設計業務実施方針 業務の理解度、取組体制、 工程計画、実施上の配慮事項 等の実施方針について	20点	70点

	創性について	② 配置計画 限られた敷地の中で、整備対象外の屋内運動場以外の校舎をはじめとした各施設の効果的な配置について	20点
		③ 仮設校舎・工事計画 特に仮設校舎を利用しながらの解体工事、建築工事等の状況下、屋内・屋外運動場の利用も含めた生徒・教職員・近隣住民（墓地への配慮含む。）への安全面等を踏まえた工事計画について	15点
		④ コスト縮減計画 全体の整備費及び整備後の維持管理費の縮減等について	15点
業務委託費 見積書	予算額及び他の参加表明者の提案価格との妥当性、比較等		10点
一次選定の評価合計点×0.2			20点
合 計			100点

11 選定結果の通知等

- (1) 一次選定の結果については参加表明書等の提出者全員に、二次選定の結果については技術提案書等の提出者全員にそれぞれ通知する。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して7日以内に書面により結果の理由を求めることができる。
- (3) 前号の求めに対する回答は、前号の期限最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。

12 契約の交渉

最適格者と契約締結の交渉を行う。

なお、最適格者との契約交渉が整わなかった場合は、次点者と契約交渉を行うこととする。

13 現地見学会

(1) 申込用紙

書式は自由とするが、A4サイズで事務所名、担当部署、参加者氏名、責任者氏名、電話番号を必ず明記すること。

(2) 申込期間 令和4年2月9日（水）から同2月10日（木）の午後5時まで

(3) 申込場所 上記4の担当部局に同じ。

(4) 申込方法

持参、郵送又はFAXとし、いずれの方法においても申込期間内に必着とする。

(5) 実施日時等

実施日時等については追って通知するが、1者につき、所要時間は1時間程度とし参加人数は5人までとする。

なお、当日は担当職員からの説明及び質疑応答は一切ないものとする。

また、現場での写真撮影は認めるが、生徒の撮影は一切禁止とする。

14 その他

(1) 一次選定及び二次選定の参加に要した費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出した参加表明書等及び技術提案書等は返却しないものとする。

(3) 配置予定技術者の変更は、原則認めないものとする。

(3) 本プロポーザルの手続き等において使用する言語、通貨及び単位は、それぞれ日本語、日本円並びに日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。